

【No.8】 当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。
 また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

【No.1】 電子申告義務がある法人の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

所管	業種	種別	要否	別表
通算グループ整理番号	通算親法人整理番号	法人区分	事業種目	
法人区分	事業種目	同非区分	田納税地及び田注人名簿	添付書類

令和〇〇年〇〇月〇〇日 事業年度分の法人税 申告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

適用額明細書提出の有無 有 無

- 【No.2】** 法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。
- (1) 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
 - (2) 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
 - (3) 勘定科目内訳明細書
 - (4) 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
 - (5) 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
 - (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
 - (7) 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）

【No.6】 14欄及び40欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.7】 地方法人税額の計算につき、別表一次葉の55欄～58欄により計算していますか。

所得金額又は控除額等（別表四「52」）	法人税額の特例（別表六「六」）	税額控除相当額等の	法人税額計	中間申告分の法人税額	法人税額計	課税標準法人税額	地方法人税額	所得地方法人税額	課税標準法人税額	地方法人税額	課税標準法人税額	中間申告分の地方法人税額
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

税理士名

		事業年度等	・	・	法人名		
法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額又は(別表一付表「5」)		49	000	(49)の15%又は19%相当額	52		
(1)のうち大企業等の特例税率の適用がある区分							
<p>【No.8】 当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。 また、適用除外事業者該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。</p>							
所得の金額に対する法人税額(29)		55	000	(55)の10.3%相当額	57		
課税留保金額に対する法人税額(30)		56	000	(56)の10.3%相当額	58		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	申告前額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(62))若しくは((15)+(63))又は((63)-(24))		64	00		
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額		65			
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		66			
		課税留保金額		61			
		法人税額		62			
		還付金額		63	外		
		この申告により納付すべき地方法人税額		67			
課税留保金額に対する法人税額		68					
課税標準法人税額(67)+(68)		69	000				
確定地方法人税額		70					
還付金額		71					
欠損金の繰戻しによる還付金額		72					
この申告により納付すべき地方法人税額((41)-(70))若しくは((41)+(71)+(72))又は(((71)-(44))+(72)-(44の外書)))		73	00				
土地譲渡税額の内訳							
土地譲渡税額(別表三(二)「27」)		74	0	土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	76	00	
同(別表三(二の二)「28」)		75	0				
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算							
外国税額(別表六(二)「57」)		77		控除された金額(78)	79		
控除した金額(38)		78					

【No.7】 地方法人税額の計算につき、55～58欄により計算していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.7】 77欄の金額は、別表六(二)の57欄の金額と一致していますか。

同族会社等の判定に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名		別表二 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分	
同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特定同族会社	(21)の上出株式数等による判定		【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2			$\frac{(11)}{(1)}$		12
	株式数等による判定	3					
	$\frac{(2)}{(1)}$						
期末現在の議決権の総数	4	内	(22)の上位1順位の議決権の数	13			
(20)と(22)の上位3順位議決権の数による判定							
$\frac{(5)}{(4)}$			【No.11】貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。				
期末現在の社員総数			社員の数による判定	16			
$\frac{(15)}{(7)}$			特定同族会社の判定割合	17			
(12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合							
同族会社の判定割合	10		定	結	果	18	
(3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合						特定同族会社 同族会社 非同族会社	

【No.10】17欄が50%超、かつ、当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合等、別表三(一)を作成・添付していますか。

【No.11】貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等			
	住所又は所在地	氏名又は法人名		被支配会社でない法人株主等	その他の株主等	株式数又は出資の金額	議決権の数
株式数等	議決権数			株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
				19	20	21	22
			本人				

【No.9】21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三(一)
令四・四・一以後終了事業年度分

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	円	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (21)-(1)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額	2	円	円
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円	円
計(21) (1)+(2)+(3)	4	円	円
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「52の②」)	9	円	円
当期 前期末配当等の額(通算法人配当等の額を除く。 (前期の(11))	10		
期 当期末配当等の額(通算法人配当等の額を除く。)	11		
留 法人税額及び地方法人税額の合計額 (別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9の外書」+「11」+「18」)- 別表六(五の二)「5の③」と0のいずれか多い金額)+別表			
止 氏 (28)	13	税額	
金 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14	住 民 税 額	24
額 法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	額	
の 通算法人の留保金加算額 (別表三(一)付表二「5」)	16	特 定 寄 附 金 の 支 出 し た 場 合	25
計 通算法人の留保金控除額 (別表三(一)付表二「10」)	17	特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合	26
算 他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18	計 出 し た 場 合	27
当 期 留 保 金 額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19	算 合	28
留 保 控 除 額 (別表三(一)付表一「33」)	20	住 民 税 額	
課 税 留 保 金 額 (19)-(20)	21	額	

【No.3】当事業年度に適用される
別表を使用していますか。

【No.12】10欄の金額は、前事業年度の11欄
の金額と一致していますか。

【No.13】11欄には、当事業年度中に基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の
日までには決議があった配当等の額を記載していますか。

【No.101】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

令和4年4月1日以後開始事業年度等分内国法人用

所得の金額の計算に関する明細書

御注意

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し

符合することになります。

区 分		保 社 外 流 出	
		円	円
加	当期利益又は当期欠損の額	1	
算	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	
	損金経理をした納税充当金(利子税を除く。)	4	
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)	5	
	減価償却の償却超過額	6	
	役員給与の損金不算入額	7	
	交際費等の損金不算入額	8	
	通算法人に係る加算額	9	
	小 計	10	
減	減価償却超過額の当期認容額	11	
	納税充当金から支出した事業税等の金額	12	
	受取配当等の益金不算入額	13	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	14	
	受贈益の益金不算入額	15	
	適格現物分配に係る益金不算入額	16	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	17	
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	18	
	通算法人に係る減算額	19	
	小 計	20	
算	所得金額又は欠損金額	21	
	仮 計	22	
	戻上金額	23	
	戻下金額	24	
	△	25	
	△	26	
	△	27	
	△	28	
	△	29	
	△	30	
	△	31	
	△	32	
	△	33	
	△	34	
	△	35	
	△	36	
	△	37	
	△	38	
	△	39	
	△	40	
	△	41	
	△	42	
	△	43	
	△	44	
	△	45	
	△	46	
	△	47	
	△	48	
	△	49	
	△	50	
	△	51	
	△	52	

【No.19】別表五(二)の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.14】1③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等に記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.89】役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金となる業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.21】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.20】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.21】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。
【No.86】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。
【No.92】損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を加算していますか。

別表四
合四・四・一以後終了事業年度分

利益積立金額及び資本金等の額の計算に
関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表五(一)

令四・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。

期首現在利益積立金額合計[31]① + 別表四留保所得金額又は欠損金額[52] + 中間分・確定分の通算税効果額の合計額 = 差引翌期首現在利益積立金額合計[31]④

確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額

区分		I 利益積立金額の計算に関する明細書			
		期首現在 利益積立金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③ ④
		減	増		
利益準備金	1	円	円	円	
積立金	2				
〇〇〇引当金	3				
繰延税金資産(負債)	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
〇〇〇	14				
〇〇〇	15				
	16				
	17				
	18				
〇〇〇	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
納税充当金	26				
未納(退職年金等積立金に対するものを除く)	27	△	△	△	
法人税及び地方法人税(附帯税を除く)	28				
未納通算税効果額(別表四の額に算入される部分の金額を除く)	29				
未納道府県民税(均等割額を含む)	30	△	△	△	
未納市町村民税(均等割額を含む)	31	△	△	△	
差引合計額	31				
		II 資本金等の額の計算に関する明細書			
区分		期首現在 資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在 資本金等の額 ①-②+③ ④
		減	増		
資本金又は出資金	32	円	円	円	
資本準備金	33				
〇〇〇	34				
	35				
差引合計額	36				

【No.17】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.102】貸借対照表と別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表⑫欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

【No.15】別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。
(検算式)
31①欄+別表四の52②欄+27、29及び30の③欄の合計額=31④欄

【No.18】組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。

中間 △
確定 △

中間 △
確定 △

中間 △
確定 △

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①-②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤	
法地	円		円	円	円	円
道府県民税						
市町村民税						
特別法人事業税及び事業税						
その他						

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.20】5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.21】19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。
また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。

【No.19】5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.22】「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

【No.23】41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

納税充当金の計算		の発生状況等の明細	
期首納税充当金	取崩し	取崩し	取崩し
30	円	36	円
繰入額		37	円
31		38	円
32		39	円
計 (31)+(32)		40	円
33		41	円
取崩し額			
34			
35			
通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別			
事業年度	期首現在 未決済額 ①	当期発生 額 ②	期末現在 未決済額 ⑤
42	円		円
43			
当期分			
44			
計			
45			

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表六(-)

区分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
	①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)(の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当)	円	円	円

令四・四・一以後終了事業年度分

【No.24】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。

【No.26】「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額(別表六(五の二)の「1の②」から「4の②」までに記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄の各欄に記載された金額)がある場合にはそれぞれの金額を控除していますか(分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成・添付していますか。)

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

剰余金の分配(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10/9)(小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額 (8) × (11)
		円	円				円

【No.25】所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を12欄又は19欄に記載していませんか。

(例) ・ 公社債及び預貯金の利子
 ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。)(の収益の分配
 ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
 ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	控除を受ける所得税額
		円	円	円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
		・	円	円	
		・			
		・			
		・			
		・			
		計			

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

別表六(二)
令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税		事業年度	円	円
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1		①	②
当期の法人税額 (別表一「21」-「31」)-別表六(五)の二「5」の③)-別表十七(三)の六「11」)	2	25		
当期の法人税額		納付した控除対象外国法人税額		
当期の法人税額		交際費等の損金不償還額		
当期の法人税額		貸倒引当金の戻戻額	29	
当期の法人税額		その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		
当期の法人税額		小計	36	
当期の法人税額		貸倒引当金の繰入額	37	
当期の法人税額			○ ○ ○ 38	
当期の法人税額				39
当期の法人税額				40
当期の法人税額		調整国外所得金額		
当期の法人税額		法人税の控除限度額		
当期の法人税額		法第69条第1項により控除できる金額		
当期の法人税額		法第69条第2項により控除できる金額		
当期の法人税額		法第69条第3項により控除できる金額		
当期の法人税額				44
当期の法人税額				45
当期の法人税額		小計		46
当期の法人税額		計		47
当期の法人税額				(25) + (36) - (46)

【No.29】25欄の金額は、税引後の金額としていますか。
また、25欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.27】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額(11欄及び12欄)及び非課税国外所得金額(14欄)の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。
また、国外事業所等帰属所得に係る金額の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成・添付していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.30】国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額(本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。)

【No.28】国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額	円	地方法人税控除限度額	円
(1)	48	(52) × $\frac{(17)}{(10)}$	53
法人税の控除限度額	49	地方第12条第1項により控除できる金額	54
差引控除対象外国法人税額	50	(54) 又は当初申告	
課税標準法人税額	51	地方第12条第8項	
地方法人税額の計算	52	外国税額の控除額	57

【No.7】57欄の金額は、別表一次葉の77欄の金額と一致していますか。

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に
関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度
法人名
()

別表六(二)付表一

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

区 分	国外所得対応分①のうち非課税所得分		国外所得対応分③のうち非課税所得分	
	①	②	③	④
国外事業所等帰属所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	5			
(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6			
納付した控除対象外国法人税額又は 個別控除対象外国法人税額	7			
交際費等の損金不算入額	8			
貸倒引当金の戻入額	9			
国外事業所等に帰せられるべき資本に対 応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
小 計	15			
貸倒引当金の繰入額	16			
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)	17			
保険会社の投資資産超過額に係る 投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)	18			
○ ○ ○	19			
	20			
	21			
	22			
小 計	23			
仮 計 (5) + (15) - (23)	24			
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①) + (24の③)	25			円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)	26			

【No.27】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額（別表六(二)の11欄及び12欄）及び非課税国外所得金額（別表六(二)の14欄）の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。

【No.29】 5欄の金額は、税引後の金額としていますか。また、5欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.30】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）

【No.28】 国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

加
算

減

算

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表六(三)

当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算			
控 除 限 度 等 額	法人税 (別表六(二)「18」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円
	地方税法 (別表六(二)「53」、別表六の二(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2	円
	道府県民税 (((1)×1%)又は別表六(三)付表一「28の④」)	3	円
	市町村民税 (((1)×6%)又は別表六(三)付表一「28の⑤」)	4	円
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	円
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	6		円

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.31】12~29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。
また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。

前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度 又は 連結事業年度	区 分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
・ ・ ・	国 税	12	円			円	
	道府県民税	13					
	市町村民税	14					
・ ・ ・	国 税	15				円	
	道府県民税	16					
	市町村民税	17					
・ ・ ・	国 税	18				外	
	道府県民税	19					
	市町村民税	20					
・ ・ ・	国 税	21				外	
	道府県民税	22					
	市町村民税	23					
・ ・ ・	国 税	24				外	
	道府県民税	25					
	市町村民税	26					
・ ・ ・	国 税	27				外	
	道府県民税	28					
	市町村民税	29					
合 計	国 税	30				外	
	道府県民税	31					
	市町村民税	32					
	計 (30)+(31)+(32)	33					
当 期 分	国 税	34	(7)		(11)	外 (別表六(二)の二)「20」-(33の外)	
	道府県民税	35	(8)				
	市町村民税	36	(9)			(33の②)	
	計 (34)+(35)+(36)	37	(10)	(33の⑤)			

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人
税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表六(四)
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国名	1																				
所得の種類	2																				
税種	3																				
納付確定日(納付すべき日) 又は納付日	4																				
源泉・申告・賦課の区分	5																				
事業年度又は計算期間	6																				
納付外国法人税額	課税標準	7																			
	税率(%)	8																			
	税額 (7) × (8)	9																			
	税額控除額	10																			
	納付すべき税額 (9) - (10)	11																			
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		12																		
	(12)とした規定の場合の適用がないも税額の額	課税標準	13																		
		税率(%)	14																		
		税額 (13) × (14)	15																		
		税額控除額	16																		
		納付すべき税額 (15) - (16)	17																		
	納付したとみなされる外国法人税額 (17) - (11)		18																		
	外国法人税額の合計 (11) + (18)		19																		
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((7)又は(13)) × 35%と(19)のうち少ない金額		20																		
納付分 又は納付し分	納付分 (11)と(20)のうち少ない金額		21	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	み納付し分 (20) - (21)		22	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
外国法人税額が異動した場合	納付分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(21)の金額		23																	
		(21) ≧ (23)の場合 (21) - (23)		24	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		(21) < (23)の場合 (23) - (21)		25	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	み納付し分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(22)の金額		26																	
		(22) ≧ (26)の場合 (22) - (26)		27	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		(22) < (26)の場合 (26) - (22)		28	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (21)欄又は(24)欄の合計		29																			
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (22)欄又は(27)欄の合計		30																			
円										減額された納付控除対象外国法人税額又は個別納付控除対象外国法人税額 (25)欄の合計	31										
円										減額されたみなし納付控除対象外国法人税額又はみなし納付個別控除対象外国法人税額 (28)欄の合計	32										

【No.32】 外国法人税に該当しない税(中国の増値税等)を記載していませんか。
【No.33】 益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を記載していませんか。
また、法第23条の2第2項第1号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額(同条第3項の規定の適用を受けるものを含みます。)に係る外国源泉税等について、別表六(四の二)を作成・添付していますか。

【No.34】 4欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.35】 8欄は、租税条約(日台民間租税取決めを含みます。)の限度税率を超えていませんか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.36】 12欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表六四の二

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国法人の名称	1									
本店又は主たる所在	2									
所在地	3									
発行済株式等の保有割合	4	%	%	%	%	%				
発行済株式等の通算保有割合	5	%								
剰余金の配当等に係る外国法人税額	6									
納付確定日又は納付日	7									
課税標準	8									
税率	9								%	
税額 (8) × (9)	10									
みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	11									
(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8) × 税率	12									%
みなし納付外国法人税額 (12) - (10)	13									
外国法人税額の合計 (10) + (13)	14									
損金算入配当を受ける場合	15									
外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (15)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第9項又は令和2年旧措置法第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	16									
益金算入される損金算入配当等の額 (15) - (16)	17									
(14)のうち(17)に対応する金額	18									
上配記当以外をの受剰余金の合	19									
措置法第66条の8第1項、第3項、第7項若しくは第9項又は令和2年旧措置法第68条の92第1項、第3項、第8項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「27」)	20									
益金算入される剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「9」) - (19)	21									
(14)のうち(20)に対応する金額	22									
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((8) × 35%と(18)又は(21)のうち少ない金額)	23	()	()	()	()	()	()	()	()	()
納付分 (22) × (10)/(14)	24	()	()	()	()	()	()	()	()	()
みなし分 (22) - (23)	25	()	()	()	()	()	()	()	()	()
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((23)欄の合計)	26									円
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((24)欄の合計)	27									

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】 7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.35】 9欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.36】 11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表六(五)

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細									
国名	1								
税種	2								
納付確定日又は納付日	3								
納付 付人 外税 国額	課税標準（収入金額）	4							
	税率（％）	5							
	税額 (4) × (5)	6							
外国法人 したと 税額 みな される	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7							
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8	()	()	()	()	()	()	()
	みなし納付外国法人税額 (8) - (6)	9							
控除 対象 外国 法人 税額	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10							
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (4) × (10%又は15%)と(10)のうち少ない金額	11							
	(6)と(11)のうち少ない金額	12	()	()	()	()	()	()	()
税 法 人 額 又 は 税 額	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (12)の合計	14							円
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (13)の合計	15							円
所得率の計算									
事業年度又は 連結事業年度	所得金額仮計 又は個別所得 金額仮計 (別表四「26の①」又は別表四の二付表「33の①」)	16	円	円	円	円	円	円	円
	受取配当等の益金不 算入額又は受取 配当等の益金不 算入額の個別帰属額 (別表八(一)「13」若 しくは「26」又は別表 八の二付表「1」)	17							
当期分 計	外国子会社等か ら受ける剰余金 の配当等の 益金不 算入額 (別表八(二)「26」+ 別表十七(三の七)「 27」の計)	18							
	外国子会社か ら受ける剰余 金の配当等 の源泉税等の損 金不 算入額 (別表八(二)「27」)	19							
所得率 (22の計) / (23の計)	控除所得税額 又は控除 所得税額 の個別帰属額 (別表六(一)「6の③」 又は別表六の二(一) 「22」)	20							
	損金算入外国 法人税額又は 損金算入外国 法人税額の個 別帰属額 (16) + (17) + (18) - (19) + (20) + (21) (マイナスの場合は0)	21							
計	調整所得金額 又は調整個 別所得金額 (16) + (17) + (18) - (19) + (20) + (21) (マイナスの場合は0)	22							
	総収入金額等	23							
									%

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】3欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.35】5欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.36】7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(六)
令四・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算					
当期税額控除可能額 (7の合計)	1	円	当期税額基準額 $((2) - (3)) \times \frac{90}{100}$	4	円
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	2		法人税額の特別控除額 $((1) \text{と} (4) \text{のうち少ない金額}) + (3)$	5	
試験研究費に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額 (別表六(十六)「14」+「28」)	3		調整前法人税額		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。 </div>					
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び法人税額の特別控除額の明細					
適用を受ける各特別控除制度		7	8	9	
		当期税額控除可能額	調整前法人税額超過構成額	法人税額の特別控除額	
一般試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六(九)「20」	円	円 別表六(九)「22」	
中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	② 別表六(十)「19」		別表六(十)「21」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六(十四)「9」		別表六(十四)「11」	
高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	④ 別表六(十七)「15」		別表六(十七)「17」	
中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑤ 別表六(六)付表「1」の③		別表六(六)付表「2」の③	
	当期分	⑥ 別表六(十八)「14」		別表六(十八)「16」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑦ 別表六(六)付表「1」の⑧		別表六(六)付表「2」の⑧	
	当期分	⑧ 別表六(十九)「16」		別表六(十九)「18」	
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨ 別表六(二十)「23」		別表六(二十)「25」	
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六(二十一)「23」		別表六(二十一)「25」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六(二十二)「17」		別表六(二十二)「19」	
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六(二十三)「16」		別表六(二十三)「18」	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬ 別表六(二十四)「26」		別表六(二十四)「28」	
		⑭ 別表六(二十四)「36」		別表六(二十四)「38」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮ 別表六(二十五)「8」		別表六(二十五)「10」	
特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑯ 別表六(六)付表「1」の⑩		別表六(六)付表「2」の⑩	
	当期分	⑰ 別表六(六)付表「1」の⑩		別表六(六)付表「2」の⑩	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑱ 別表六(二十七)「15」		別表六(二十七)「17」	
	当期分	⑲ 別表六(二十八)「20」		別表六(二十八)「22」	
国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳ 別表六(二十九)「19」		別表六(二十九)「21」	
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉑ 別表六(三十一)「30」		別表六(三十一)「32」	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉒ 別表六(三十二)「18」		別表六(三十二)「20」	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉓ 別表六(三十三)「18」		別表六(三十三)「20」	
		㉔ 別表六(三十三)「25」		別表六(三十三)「27」	
事業適応設備を取付した場合等の法人税額の特別控除	当期分	㉕ 別表六(三十三)「32」		別表六(三十三)「34」	
		㉖ 別表六(六)付表「1」の⑩		別表六(六)付表「2」の⑩	
特定復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉗ 別表六(三十四)「20」		別表六(三十四)「22」	
	当期分	㉘ 別表六(三十五)「11」		別表六(三十五)「13」	
合計			(6)	(5) - (3)	

【No.37】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

			事業年度	法人名			
継続雇用者給与等支給額に係る要件	継続雇用者給与等支給額 (22の①)	1	円	国内設備投資額	9	円	
	継続雇用者比較給与等支給額 (22の②)又は(22の③)	2		当期償却費総額 (25)	10		
	令和4年4月1日以前に開始した事業年度の場合 ((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0)	3	該当・非該当	当期継続雇用者給与等支給額に係る要件			
	令和4年4月1日以後に開始する事業年度の場合	4		(9) > (11)	12	該当・非該当	
	期末現在の資本金の額又は出資金の額	4		円			
	期末現在の常時使用する従業員の数	5		人			
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(1)-(2)}{(2)}$ (((1)-(2)) < 0 又は (1) = (2) = 0 の場合は 0)	6		円	対象年度の基準所得等金額 (別表四「52の①」-「37の①」-「38の①」-「40の①」-「42の①」-「44の①」)+ (別表四付表「9の①」)+ (別表七の三「5」-「11」) × 対象年度の月数 (マイナスの場合は 0)	13	
	((4) ≥ 10億円かつ(5) ≥ 1,000人の場合において、(14) > 0 のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき ((6) ≥ 0.01 又は 0.005) 又は ((1) = (2) = 0)	7	該当・非該当	円	前事業年度等の基準所得等金額の合計額 ((前事業年度等の月数調整前の(13))の合計) (マイナスの場合は 0)	14	
同上以外の場合 ((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0)	8	該当・非該当	円	(13) ≤ (14)	15	該当・非該当	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算							
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算			
		当期		前事業年度等			
		①		②			
		③					
事業年度等又は連結事業年度等							
継続雇用者に対する給与等の支給額							
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額							
同上のうち雇用安定助成金額							
差引 (17) - (18) + (19)							
$\frac{\text{当期の月数}}{(16)の③の月数}$							
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (20) 又は ((20) × (21))							
当期償却費総額の計算							
損益計算書に計上された減価償却費の額							
23							
円							
当期償却費総額 (23) + (24)							
24							
円							
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額							
24							
円							

別表六(七) 令四・四・一以後終了事業年度分

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.38】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特例控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添付していますか。
また、7欄、8欄、12欄又は15欄のいずれかが「該当」となっていますか。
(1) 一般試験研究費に係る法人税額の特例控除 (別表六(九))
(2) 特別試験研究費に係る法人税額の特例控除(別表六(十四))
(3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特例控除 (別表六(二十二))
(4) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特例控除 (別表六(三十二))
(5) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特例控除 (別表六(三十三))

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

特 定 税 額 控 除		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
試験研究費の額		1																					
控除費 対の 象額 試 験 研 究 費 の 額	同上のうち特別試験研究費以外の額		2																				
試験 研 究 費 の 額	(1)のうち一般試験研究費に係る税額 控除の対象とする特別試験研究費の額			3																			
試験 研 究 費 の 額	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)				4																		
増 減 割 減 割	比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)					5																	
増 減 割 減 割	増減試験研究費の額 (1) - (5)						6																
増 減 割 減 割	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$							7															
平 均 割 減 割	平均売上金額 (別表六(十一)「10」)								8														
平 均 割 減 割	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$									9													
税 額 控 除 割 減 割	(5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合										0.085												
税 額 控 除 割 減 割	(7) > 9.4%かつ令和5年3月31日以前 に開始する事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$																						
税 額 控 除 割 減 割	(10) 及び (11) 以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)																						
税 額 控 除 割 減 割	(9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)																						
税 額 控 除 割 減 割	税額控除割合 $((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11)又は(12)) \times (13)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)																						
税 額 控 除 割 減 割	当期税額控除可能額 $((15)と(19)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)$																						
税 額 控 除 割 減 割	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)																						
税 額 控 除 割 減 割	法人税額の特別控除額 (20) - (21)																						

【No.39】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
 (1) 棚卸資産
 (2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
 (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）
 また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。
 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六(九)
令四・四・一以後終了事業年度分

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名	別表六(十)	
試験研究費の額		1	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13
調整		14	調整額	15
増減試験研究費割合の計算		6	増減試験研究費割合	16
増減試験研究費割合		7	増減試験研究費割合	17
増減試験研究費割合		8	増減試験研究費割合	18
増減試験研究費割合		9	増減試験研究費割合	19
増減試験研究費割合		10	増減試験研究費割合	20
増減試験研究費割合		11	増減試験研究費割合	21
増減試験研究費割合		12	増減試験研究費割合	22

【No.39】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

(1) 棚卸資産
(2) 固定資産（事業の用に供する時ににおいて試験研究の用に供するものを除きます。）
(3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。

そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】 中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合、次の中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。

(1) 中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六(十)）
(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(十八)）
(3) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（適用要件の緩和措置）（別表六(二十三)）
(4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十七)）
(5) 中小企業者等に係る給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（別表六(三十一)）

別表六(十)
令四・四・一以後終了事業年度分

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書

事業年度
：
：
法人名

別表六十一

比較試験研究費の額の計算			
事業年度又は連結事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2) × (3)
1	2	3	4
調整対象年度	円	円	円
：			
：			
：			
計			
比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数) 5			
平均売上金額の計算			
事業年度又は連結事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)
6	7	8	9
売上調整年度	円	円	円
：			
：			
：			
当期			
計			
平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数) 10			

【No.40】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
また、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.42】 調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。
【No.44】 合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。

【No.41】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.41】 当事業年度の金額を記載していますか。

令四・四・一以後終了事業年度分

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における基準年度比売上金額減少割合及び基準年度試験研究費の額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名		
当期の売上金額	1	円	基準年度比売上金額減少割合		
基準事業		円	$\frac{(6)}{(5)}$		
同上の基準事業年度の売上金額	3	円	(2)の基準事業年度がない場合又は合は0)		
当期の月数 (2)の基準事業年度の月数	4		当期の試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)	8	
基準売上金額 (3)×(4)	5	円	(2)の基準事業年度の試験研究費の額	9	
基準年度比売上金額減少額 (5)－(1) (マイナスの場合は0)	6	円	基準年度試験研究費の額 (9)×(4)	10	
			(7)≥2%かつ(8)>(10)の場合の当期税額基準額の特例加算割合	11	0.05

別表六(十二)
令四・四・一以後終了事業年度分

【No.43】申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.43】当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.44】合併等が行われた場合、基準年度試験研究費の額及び基準売上金額の調整を行っていますか。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に
関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六十四
令四・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		円	円
特別試験研究費の額 (14の計)	1	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	7
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」又は別表六(十)「3」)	2	当 $(7) + (\text{別表六(十五)「18」}) \times \frac{10}{100}$	
差引対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3		
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十四)付表「13」、「16」又は「18」)	9
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3) - (4)) と (16) のうち少ない金額)	5	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	10
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6	法人税額の特別控除額 (9) - (10)	11
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細			
措法第42条の4第7項	12	【No.39】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。	の額
第1号・第2号		(1) 棚卸資産	円
第1号・第2号		(2) 固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。)	
第1号・第2号		(3) 繰延資産(試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。)	
第1号・第2号		また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。	
第1号・第2号		そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	
第1号・第2号			
計			
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15		
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16		

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.39】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

(1) 棚卸資産

(2) 固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。)

(3) 繰延資産(試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。)

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。

そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表七(一)

控除前所得金額 (別表四「43の①」)		円	損金算入限度額 (1) × $\frac{50\text{又は}100}{100}$	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度の(4)の合計額のうち少ない金額)	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(四)「15」)
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当	欠損金額 (別表四「52の①」)	欠損金の繰戻し額		
期	同上のうちの			
分	災害損失金			
	青色欠損金			
	合計			
災害により生じた損失の額の計算				
<p>【No.46】 2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。</p> <p>(1) 当事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない法人である場合の事業年度</p> <p>(2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）</p> <p>(3) 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合のその法人（一定の法人を除きます。）の事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）</p>				
保険金又は損害賠償金等の額	11			
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)	12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (13の③)と(14の③)-(14の③)のうち少ない金額	15			
繰越控除の対象となる損失の額 (12の③)と(15の③)-(14の③)のうち少ない金額	16			

令四・四・一以後終了事業年度分

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書						
事業年度	欠損金の区分	控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 〔前期の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」若しくは別表七(一)付表四「5」〕	被合併法人等の事業年度		調整後の控除未済欠損金額 (1) + (2)	円
			被合併法人等の事業年度	欠損金の区分		
		1		被合併法人等の未処理欠損金額 最終の事業年度の別表七(一)「5」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表三「5」	2	3
：	：	内	：	内	内	円
：	：	内	：	内	内	円
：	：	内	：	内	内	円
：	：	内	：	内	内	円
：	：	内	：	内	内	円
：	：	内	：	内	内	円
：	：	内	：	内	内	円
：	：	内	：	内	内	円
計			計			

【No.47】 適格合併等に係る被合併法人等に未処理欠損金額がある場合又は適格組織再編成等に係る合併法人等に欠損金額がある場合、別表七(一)付表一を作成・添付していますか。

【No.5】 組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表七(一)付表一
令四・四・一以後終了事業年度分

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細						
適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・
対象法人の別		被合併法人等(名称：)		当該法人		支配関係発生日
対象法人の事業年度	欠損金の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表七(一)「5」又は当該法人の前期の別表七(一)「5」〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (8) - (12)	引継ぎを受ける未処理欠損金額又は調整後の当該法人の控除未済欠損金額 〔支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては(5)と(6)のうち少ない金額〕	円
		4	5	6	7	
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」〕	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 (9) - (10) 又は(別表七(一)付表二「5」)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 (8)と(11)のうち少ない金額
	8	9	10	11	12
：	内 円	円	円	円	円
：	内				
：	内				
：	内				
：	内				
計					

支払利息等の額及び受取配当等の額に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表八(一)付表一
令四・四・一以後終了事業年度分

支 払 利 子 等 の 額		受 取 配 当 等 の 額 の 明 細	
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控			
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額	2	円	円
超過利息額の損金算入額			
【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。			
【No.48】 2 欄の金額は、損益計算書の支払利息(社債利息及び手形の割引料等を含みます。)の額の合計額(別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額)と一致していますか。			
【No.50】 9 欄の金額に、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含まれていませんか。			
完全子法人株式等	9	円	円
【No.51】 14 欄の金額に、関連法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含まれていませんか。			
関連法人株式等	14	円	円
【No.49】 9 欄、16 欄、26 欄及び33 欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含まれていませんか。 (例) ・ 公社債の利息の額 ・ MMF (追加型公社債投資信託) 等の公社債投資信託の収益の分配の額 ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額 (外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額を除きます。) ・ 不動産投資信託の収益の分配の額 ・ オープン投資信託の特別分配金の額 ・ 外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額 ・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額			
法人	10		
本店の所在地	11		
受取配当等の額の計算期間	12		
保有割合	13		
受取配当等の額	14		
同上のうち益金の額に算入される金額	15		
益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	16		
(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	17		
同上以外の場合	18		
支払利息等の10%相当額 ((5)×0.1)又は(別表八(一)付表二「14」)×(18)	19		
支払利息等控除後の受取配当等の額 (16)-((17)又は(19))	20		
法人	21		
本店の所在地	22		
保有割合	23		
受取配当等の額	24	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	25		
益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	26		
法人名又は銘柄	27		
本店の所在地	28		
基準日等	29		
保有割合	30		
受取配当等の額	31	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	32		
益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	33		
【No.52】 24 欄の金額に、その他株式等に係る配当等の額に該当しないものを含まれていませんか。			
【No.53】 31 欄の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の額に該当しないものを含まれていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。			

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表八(二)
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1	【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。			
	本たる所の国名又は地域名	2				
	又事所在は務主所所在地	3				
の名称等	主たる事業	4	【No.54】5欄は、25%（租税条約で保有割合が軽減されている場合は、その割合）以上となっていますか。			
	発行済株式等の保有割合	5				
	発行済株式等の通算保有割合	6				
益金不算入	支払義務確定日	7	【No.55】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。			
	支払義務確定日までの保有期間	8	【No.56】8欄は、6月以上の期間となっていますか。			
	剰余金の配当等の額	9				
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	()円	()円	()円	()円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無
	益等額の計算対象とならない損金不算入配当	12	有・無	有・無	有・無	有・無
	損金等の算入額	13	()円	()円	()円	()円
	算入額に対応する損金算入配当等の額	14	()円	()円	()円	()円
	損金算入対応受取配当等の額	15	()円	()円	()円	()円
	(9) × $\frac{(14)}{(13)}$	15	()円	()円	()円	()円
益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	16	()円	()円	()円	()円	
(9)又は(15)	16	()円	()円	()円	()円	
(16)に対応する外国源泉税等の額	17	()円	()円	()円	()円	
((10)又は(10) × $\frac{(14)}{(13)}$)	17	()円	()円	()円	()円	
剰余金の配当等の額に係る費用相当額	18	$(9) - (16) \times 5\%$				
法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額	19	$(9) - (16) - (18)$				
措置法第66条の8第2項若しくは第8項又は令和2年旧措置法第68条の92第2項若しくは第9項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額	20	別表十七(三の七)「23」+「24」				
(16)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第9項又は令和2年旧措置法第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額	21	別表十七(三の七)「25」				
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額	22	$(19) + (20) + (21)$				
法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額	23	$(10) - (17)$				
(23)のうち措置法第66条の8第14項又は令和2年旧措置法第68条の92第16項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額	24	別表十七(三の七)「28」				
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額	25	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)				
益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計	26					
(22)欄の合計	26					
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計	27					
(25)欄の合計	27					

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

【No.60】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十(五)

I 収用換地等の場合の		譲渡資産の明細	譲渡経費の額の計算	譲渡益の額の計算	特別控除額の計算	円
譲渡資産の名称	1	公共事業者の名称	譲渡	譲渡	譲渡	
公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	同上の	同上の	同上の	
収用換地等による譲渡年月日	3	収用換地等による譲渡年月日	譲渡	支出した譲渡経費の額	14	
譲渡資産の種類	4	譲渡資産の種類	譲渡	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15	
対価補償金及び清算金の額	5	対価補償金及び清算金の額	譲渡	差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16	
対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	譲渡	同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17	
経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	譲渡	譲渡益の額 + (10) - (11) - (12) 又は (13) - ((16) 又は (17))	18	
移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	譲渡	期前において設けた特別勘定の金額当期において益金の額に算入して控除の規定の適用を受ける金額	19	
取得した補償金等の額の計算 (5) + (6) + (7) + (8)	9	取得した補償金等の額の計算 (5) + (6) + (7) + (8)	特別	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20	
特別控除に係る交換取得資産の価額	10	特別控除に係る交換取得資産の価額	特別	特別控除残額 5,000万円 - (20)	21	
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	特別	特別控除残額 ((18) 又は (19)) と (21) のうち少ない金額	22	

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.58】3欄は、2欄に記載した日から6月を経過した日付となっていますか。

【No.59】建物を取り壊して土地を譲っている場合、14欄の金額にその建物壊費の額等を含めていますか。

令四・四・一以後終了事業年度分

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業	名称	譲渡	譲渡	譲渡	円
事業	23	事業	特定	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	特定	1,500万円 - (38)	39
取得した対価の額	25	取得した対価の額	特定	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40
交換取得資産の価額	26	交換取得資産の価額	特別	特別控除残額 5,000万円 - (40)	41
対価補償金及び清算金の額	27	対価補償金及び清算金の額	特別	特別控除残額 ((32)、(39) と (41) のうち少ない金額)	42
対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	28	対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	譲渡	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43
経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	29	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	譲渡	800万円 - (43)	44
移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	30	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	譲渡	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45
取得した補償金等の額の計算 (27) + (28) + (29) + (30)	31	取得した補償金等の額の計算 (27) + (28) + (29) + (30)	特別	特別控除残額 5,000万円 - (45)	46
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32	譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	特別	特別控除残額 ((32)、(44) と (46) のうち少ない金額)	47
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	特	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48
2,000万円 - (33)	34	2,000万円 - (33)	特	1,000万円 - (48)	49
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	特	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50
特別控除残額 5,000万円 - (35)	36	特別控除残額 5,000万円 - (35)	特	特別控除残額 5,000万円 - (50)	51
特別控除残額 ((32)、(34) と (36) のうち少ない金額)	37	特別控除残額 ((32)、(34) と (36) のうち少ない金額)	特	特別控除残額 ((32)、(49) と (51) のうち少ない金額)	52

【No.61】収用換地等及び特定事業の用地買収等に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20~22欄、35~37欄、40~42欄、45~47欄、50~52欄)。
また、別表十(五)付表は、譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。

完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の資産の譲渡に係る特別控除額の特例に関する明細書

事業年度

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表十(五)付表
令四・四・一以後終了事業年度分

完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の取用換地等の場合の所得の特別控除額の計算			
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	1	円 当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金算入額 (6) + (7)	円 8
5,000万円 - (1)	2	当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額の合計額 (8) - 5,000万円 (マイナスの場合は0)	9
調整前特別控除額 (別表十(五)「18」又は「19」と(2)のうち少ない金額)	3	当該法人の調整前損金算入額の割合 $\frac{(6)}{(8)}$	10
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	4	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額 (9) × (10)	円 11
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定の適用を受けた金額		当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除額 (6) - (11)	12
当該資産の譲渡をした日の属する年において完全支配関係法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額の合計額	7	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期の特別控除額 (12) - ((5)のうち特別控除額) (マイナスの場合は0)	13
		特別控除額 $(12) \times \frac{(3)}{(3)+(4)}$	14
完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の特定事業の用地買収等の場合等の所得の特別控除額の計算			
調整前特別控除額 (別表十(五)「32」と「34」のうち少ない金額)、(別表十(五)「32」と「39」のうち少ない金額)、(別表十(五)「32」と「41」のうち少ない金額)又は(別表十(五)「32」と「49」のうち少ない金額)	15	当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額の合計額 (20) - 5,000万円 (マイナスの場合は0)	円 21
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16	当該法人の調整前損金算入額の割合 $\frac{(18)}{(20)}$	22
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	17	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額 (21) × (22)	円 23
当該資産の譲渡をした日の属する年において当該法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額 (15) + (16) + (17)	18	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除額 (18) - (23)	24
当該資産の譲渡をした日の属する年において完全支配関係法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額の合計額	19	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期の特別控除額 (24) - ((17)のうち特別控除額) (マイナスの場合は0)	25
当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金算入額 (18) + (19)	20	特別控除額 $(25) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	26

【No.61】完全支配関係があるグループ全体で同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(8~14欄、20~26欄)。

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損入に関する明細書

【No.60】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めてありますか。

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		替 資 産 に つ い て 帳 簿 価 額 の 減 額 等 を し た 場 合	特 別 勘 定 に 経 理 し た 金 額 (21) - (26)	円
	取用換地等による譲渡年月日	2	.			
譲渡資産の種類	譲渡資産の種類	3		縮 限 度 額 (26) × (23)	27	円
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4				
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		前 を 資 期 し 産 以 た で 前 減 あ に 係 る 取 償 場 得 却 合	前 期 末 の 取 得 価 額 28	円
	同補償金等以外の額	6				
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7				
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8				
取得した補償金等の額	(5) + (6) + (7) + (8)	9		前 期 末 の 帳 簿 価 額 29	前 期 末 の 帳 簿 価 額 (27) × $\frac{(29)}{(28)}$ 30	
保留地の対価の額	10		圧 縮 限 度 超 過 額 (25) - ((27) 又は (30))	31		
交換取得資産の価額	交換取得資産の価額	11		取 得 価 額 に 算 入 し な い 金 額 (25) と (27) のうち少ない金額) 又は ((25) と (30) のうち少ない金額) × $\frac{(28)}{(29)}$	32	円
	支出した譲渡経費の額	12				
譲渡経費の額の計算	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13		特 別 勘 定 の 対 象 と な り 得 る 金 額 (21) - (26)	34	円
	差引譲渡経費の額	(12) - (13)	14			
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額	(14) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15			
	交換取得資産に係る譲渡経費の額	(14) - (15)	16			
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額	(4) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	17	場 合 の 計 算	上 の うち 前 期 末 ま で に 益 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額	39
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額	(4) - (17)	18			
	取得した補償金等の額	(9)	19			
差益割合の計算	同上に係る譲渡経費の額	(14) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20	交 換 取 得 資 産 に つ い て 帳 簿 価 額 を 減 額 し た 場 合	交 換 取 得 資 産 の 種 類	円
	差引補償金等の額	(19) - (20)	21			
	補償金等の額に対応する帳簿価額	(4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22			
	差益割合	$\frac{(21) - (22)}{(21)}$	23			
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	(11)	44			
交換取得資産の価額	交換取得資産の価額	(11)	44	交 換 取 得 資 産 の 帳 簿 価 額 に 対 応 す る 帳 簿 価 額 (4) 又は (18)	45	
	交換取得資産につき支払った交換差金の額	(14) - (15)	46			
交換取得資産の帳簿価額の計算	交換取得資産に係る譲渡経費の額	(14) 又は (16)	47	計 (45) + (46) + (47)	48	
	計	(45) + (46) + (47)	48			
圧縮限度額	圧縮限度額	(44) - (48)	49	圧 縮 限 度 超 過 額 (43) - (49)	50	
	圧縮限度超過額	(43) - (49)	50			

別表十三(四)
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額
等の損金算入に関する明細書

事業
又は
事業

【No.62】適用を受けようとする譲渡資産
及び買換資産は、措法第65条の7第1項
各号の要件を満たしていますか。

別表十三(五)
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡した資産の種類	1									連結事業年度
譲渡した資産の取得年月日	2									
譲渡した資産の所在地	3									計
譲渡した土地等の面積	4		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	5									
対価の額	6									円
譲渡帳簿価額	7									
譲渡に要した経費の額	8									
計	9									(7) + (8)
差益割合	10									
取得した買換資産の種類	11									
取得した買換資産の所在地	12									
取得年月日	13									
買換資産の取得価額	14									
事業の用に供した又は 供する見込みの年月日	15									
買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合 の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16									
(16)の建物、構築物等を実際に 事業の用に供した年月日	17									
取得した土地等の面積	18		平方							
同上のうち買換えの特例 の対象とならない面積	19									
取得価額	20									$(14) \times \frac{(18) - (19)}{(18)}$
買換資産の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額	21									
買換資産の取得のため(6の計)又は (6の計)のうち特別勘定残額に 対応するものから支出した金額	22									
圧縮基礎取得価額	23									$((21) \text{又は} (22))$
買換資産の前期末の取得価額	24									
買換資産の前期末の帳簿価額	25									
圧縮基礎取得価額	26									$(23) \times \frac{(25)}{(24)}$
圧縮限度額	27									$((23) \text{又は} (26)) \times (10) \times \frac{80}{100} \text{又は} 75$
圧縮限度超過額	28									$(21) - (27)$
取得価額に算入しない金額 (21)と(27)のうち少ない金額又は((21)と(27)の うち少ない金額) × $\frac{24}{25}$	29									
対価の額の合計額 (6の計)	30									
同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は 連結事業年度において使用した額	31									
特別勘定の対象となり得る金額 (30) - (31)	32									
特別勘定の金額の計算の基礎となった買 換資産の取得に充てようとする金額 (32)と(29)のうち少ない金額 × $\frac{80}{100} \text{又は} 75 \div (10)$	33									
同上のうち前期末までに買換 資産の取得に充てた金額	34									
当期中において買換資産の 取得に充てた金額	35									
翌期繰り越す対価の額の合計額	36									
限度算	37									$(32) \times (10) \times \frac{80}{100} \text{又は} 75$
繰入限度超過額 (37) - (39)	40									
当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(37) - (40))	41									
同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	42									
当期中に益金の額に 算入すべき金額	43									
期末特別勘定残額	44									

【No.67】一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から
1年以内）に買換資産を取得しなかった場合、43欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定
の金額を記載していますか。

寄附金の損金算入に関する明細書

別表十四(二)
令四・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合		公益法人等の場合	
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2	
	その他の寄附金額	3	
	計 (1) + (2) + (3)	4	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5	
	計 (4) + (5)	6	
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7	
	寄附金支出前所得金額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8	
	同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額	9	
	期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額 (別表五(一)「56の④」又は別表六(一)「122の③」+「123の④」) (マイナスの場合は0)	10	
	同上の月数換算額 (10) × $\frac{1}{12}$	11	
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12	
	一般寄附金の損金算入限度額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	13	
特定寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14		
期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額の月数換算額の $\frac{6.25}{1,000}$ 相当額 (11) × $\frac{6.25}{1,000}$	15		
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14) + (15)) × $\frac{1}{2}$	16		
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2) と (16) のうち少ない金額	17		
指定寄附金等の金額 (1)	18		
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4) の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	19		
損金不算入額	20		
同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - (9) 又は (13) - (17) - (18)	21		
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	22		
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23		
計 (21) + (22) + (23)	24		
損出し	25		
計 (25) + (26) + (27)	28		
所得金額仮計 (別表四「26の①」)	29		
寄附金支出前所得金額 (28) + (29) (マイナスの場合は0)	30		
同上の $\frac{20 \text{ 又は } 50}{100}$ 相当額 ($\frac{50}{100}$ 相当額が年200万円に満たない場合)	31		
長期給付事業を行う経済組合等の損金算入限度額 (25) と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33		
損金算入限度額 (31) + ((31) と (32) のうち多い金額) 又は ((31) と (33) のうち多い金額)	34		
指定寄附金等の金額 (41の計)	35		
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (28) の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	36		
同上のうち損金の額に算入されない金額 (37) - (34) - (35)	37		
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	38		
計 (38) + (39)	39		
計 (38) + (39)	40		
指定寄附金等に関する明細			
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途
			寄附金額
			41
			円
計			
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細			
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称
			寄附金額又は支出金額
			42
			円
計			
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細			
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称
			支出金額
			円

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.68】10欄の金額は、別表五(一)の32④欄+33④欄の合計額(マイナスの場合は0)を記載していますか。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整
に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度 . . . 法人名 ()

別表十四(六)
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	. . .				
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					
譲渡利益額 (6) - (7)	8					
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9					円
譲渡損失額 (5) - (4) (マイナスの場合は0)	10					
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11					
譲渡利益額の調整 (8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12					
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13					
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14					
譲渡損失額の調整 (10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15					
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16					
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	
簡便法により当期を繰延資産とする場合は	減価償却期間の月数 〔譲受法人が適用する前用年数〕×12	19	月	月	月	月
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
	当期益金算入額 (8)×(20)/(19)	21	円	円	円	円
	当期損金算入額 (10)×(20)/(19)	22				
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23				
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
当期益金算入額 (8)×(24)/(23)	25	円	円	円	円	
当期損金算入額 (10)×(24)/(23)	26					

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.69】5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。

【No.70】譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。

【No.71】譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表十五
令四・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2				
中小法人等の定額控除限度額 (1)と $(800万円 \times \frac{1}{12})$ 又は(別表十五付表「5」)のうち少ない金額	3		損金算入額 (1)-(4)	5	

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

支出交際費等の額の明細

科目	支出額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
	6	7	8	9
	円	円	円	円
交際費				
計				

【No.73】資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人である場合、9欄に記載していませんか。
また、これらの額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、3欄の計算をしていませんか。

○ ○ ○

【No.72】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.72】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------------	--------	-----	-----

別表十六(-)

資産区分	種類	1				
	構造	2				
	細目	3				
	取得年月日	4	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5				
	耐用年数	6	年	年	年	年
	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8				
	差引取得価額	9				
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の期中取崩額	12				
	差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14				
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
	合計	16				
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	17				
	残存価額	18				
	差引取得価額 × 5%	19				
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	20				
	旧定額法の償却率	21				
	算出償却額	22	(
	増加償却額	23				
	計	24				
	算出償却額	25				
	定額法の償却額計算の基礎となる金額	26				
	定額法の償却率	27				
	算出償却額	28	(
	増加償却額	29				
	計	30				
	当期分の普通償却限度額等	31	外			
	特別償却限度額	32	外			
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33				
	合計	34				
	当期償却額	35				
償却引	償却不足額	36				
	償却超過額	37				
	前期からの繰越額	38	外			
	当期償却不足によるもの	39				
	積立金取崩しによるもの	40				
	差引合計翌期への繰越額	41				
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42				
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43				
	差引翌期への繰越額	44				
	翌期額の内当期分不足額	45				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	46					
備考	47					

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.75】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者該当する場合、次の中小企業者等向けの特別償却を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
 (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
 (4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
 (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（適用要件の緩和措置）

【No.76】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.77】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十六(二)

資産の種類	1						
構造	2						
取得年月日	3						
事業の用に供した年月	4						
耐用年数	5						年
取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外	円
(7のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額)	8						
差引取得価額	9						
(7)-(8)							
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
期末現在の積立金の額	11						
積立金の期中取崩額	12						
差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△			
(10)-(11)-(12)							
損金に計上した当期償却額	14						
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
合 計	16						
(13)+(14)+(15)							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17						
償却額計算の基礎となる金額	18						
(16)-(17)							
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	19						
差引取得価額×5%	20						
$(9) \times \frac{5}{100}$							
旧定率法の償却率	21						
算出償却額	22		円		円		円
(16)×(19)							
増加償却額	23	()	()	()	()	()	()
(21)×割増率							
計	24						
(22)+(23)							
又は(18)-(19)							
平成19年4月1日以後取得分の普通償却限度額等	25						
定率法の償却率	26						
調整前償却額	27						
(18)×(25)							
保証率	28						
償却保証額	29						
(9)×(27)							
改定取得価額	30						
改定償却率	31						
改定償却額	32	()					
(26)×(30)							
増加償却額	33	()					
(26又は31)×割増率							
計	34						
(26又は31)+(32)							
当期分の普通償却限度額等	35						
特別償却限度額	36						
特別償却額	37						
特別償却額	38						
特別償却額	39						
特別償却額	40						
特別償却額	41						
特別償却額	42	外					
特別償却額	43						
特別償却額	44						
特別償却額	45						
特別償却額	46						
特別償却額	47						
特別償却額	48						
特別償却額	49						
特別償却額	50						
特別償却額	51						
特別償却額							

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.74】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.75】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者該当する場合、次の中小企業者等向けの特別償却を適用していませんか。

- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
- 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
- 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
- 特定事業継続力強化設備等の特別償却
- 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（適用要件の緩和措置）

【No.76】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.77】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十六(十)

繰延消費税額等 (発生した事業年度又は連結事業年度)	1	円	円	円	円	円	円	円
当期の損金算入限度額 (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ <small>当期発生分については (1) × $\frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$</small>	2							
当期損金経理額	3							
差 損金算入不足額 (2) - (3)	4							
引 損金算入限度超過額 (3) - (2)	5							
損金算入 前期からの繰越額	6							
同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額)	7							
翌期への繰越額 (5) + (6) - (7)	8							

【No.103】 課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。
また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものを除きます。)

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細

課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12)のうち当期損金算入額	14	円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	同	(13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	上	資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額	16	
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12	の	資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額	17	
		う	資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18	
当期の消費税の課税売上割合	13		当期の繰延消費税額等 (12) - (15) 又は (12) - (16) - (17) - (18)	19	

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十七(三)

外国関係会社名	名称	1	<p>【No.78】 租税の負担割合が20%未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が30%未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成・添付していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)</p>			
	本たる所の国名又は地域名	2				
	又は所在の所在地	3				
	事業年度	4				
	主たる事業	5				
	外国関係会社の区分	特定外国関係会社	6	特定外国関係会社	特定外国関係会社	特定外国関係会社
		対象外国関係会社		対象外国関係会社	対象外国関係会社	対象外国関係会社
		外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社		外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社	外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社
	資本金の額又は出資金の額	7	() (円)	() (円)	() (円)	
	株式等の保有割合	8	%	%	%	
	営業収益又は売上高	9	() (円)	() (円)	() (円)	
	営業利益	10	() (円)	() (円)	() (円)	
	税引前当期利益	11	() (円)	() (円)	() (円)	
	利益剰余金	12	() (円)	() (円)	() (円)	
	所得に対する租税の負担割合(別表十七(三)付表二「39」又は「40」)	13	%	%	%	
企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当	14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
添付書類	15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地の法人所得税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類		
課税対象金額	16					
請求権等勘案合算割合(別表十七(三)の二「27」、別表十七(三)の三「8」又は別表十七(三)の四「10」)	17	%	%	%		
課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額(別表十七(三)の二「28」、別表十七(三)の三「9」又は別表十七(三)の四「11」)	18	() (円)	() (円)	() (円)		

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.79】 各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十七三の二

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称	1	事業年度	2	:	:
適用対象金額及び課税対象金額等の計算					
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令		16	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4			17	
損金の額に算入した法人所得税の額	5	減		18	
	6			19	
			算		
			小計	21	
算	9	基準所得金額 (4) + (11) - (21)		22	
	10	繰越欠損金の当期控除額 (30)の計		23	
	小計	11	当期中に納付することとなる法人所得税の額	24	
減	12	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額		25	
	13	適用対象金額 (22) - (23) - (24) + (25)		26	
	14	特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額		27	%
算	15	課税対象金額又は個別課税対象金額 (26) × (27)		28	(円)
欠損金額の内訳					
事業年度	控除未済欠損金額		当期控除額	翌期繰越額 (29) - (30)	
	29		30	31	
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
	計				
当期分					
合計					

【No.80】24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.81】28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------------	-----	-----	-----

別表十七(三)の五
令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称	1	控除対象外国関係会社又は外国法人	適用対象金額 (別表十七(三)の二)「26」)	8	
本たる所又事在は務主所	国名又は地域名	2	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三)の二)「13」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	9	
	所在地	3	控除対象配当等の額 (別表十七(三)の二)「15」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	10	
事業年度	4				
外国法人税	税種	5			
	外国法人税額	6			
	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(6)の金額	7		(6) × (13)	14
外国法人税額等の計算の部分対象外国関係会社に係る控除対象	特定外国関係会社	適用対象金額 (55)	適用対象金額 (55)	24	
	子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	16	子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		
	控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	17			
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18	調整適用対象金額 (24) + (25) + (26)	27	
	部分適用対象金額 (別表十七(三)の三)「7」)	19	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三)の四)「9」)	28	
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三)の三)「9」)	20	金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三)の四)「11」)	29	
	(20) ≤ (18) の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21	(29) ≤ (27) の場合 $\frac{(29)}{(27)}$	30	%
	(20) > (18) の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22	(29) > (27) の場合 $\frac{(29)}{(28)}$	31	%
	(6) × ((21) 又は (22))	23	(6) × ((30) 又は (31))	32	
	(12) と (14) のうち少ない金額、(20) と (23) のうち少ない金額又は (29) と (32) のうち少ない金額	33			
異動した税額が	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額	34			
	(33) ≥ (34) の場合 (33) - (34)	35			
	(33) < (34) の場合 (34) - (33)	36		(円)	
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 (33) 又は (35))	37			(円)	
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算					
所得計算上の適用法令	38	本邦法令・外国法令	控除対象配当等の額	47	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39	減		46	
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	40			
		41			
		42			
	繰越欠損金の当期控除額	43			52
小計	44		当期中に納付することとなる法人所得税の額	53	
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45		当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	54
	子会社から受ける配当等の額	46		適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55

【No.82】6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。
また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.83】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか(自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。)

特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
所在地

別表十七(三)の七

外国法人の名称	1		本主務在店たるのは事業年度	国名又は地域名	3	
外国法人の事業年度	2		所在地	所在地	4	
支払義務確定日	5					計
支払義務確定日までの保有期間	6					
発行済株式等の保有割合	7					
発行済株式等の通算保有割合	8					
剰余金の配当等の額	9					
(9)に係る外国源泉税等の額	10					
(9)配当が当該損に合算当入す	11	(9)のうち外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (別表八(二)「16」)				
	12	外国子会社配当益金不算入の対象となる剰余金の配当等の額 (9) - (11)				
特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額	13	(31)の合計	(17)の①	(17)の②	(17)の③	
(9)又は(12)と(13)のうち少ない金額	14					
差引	15	(13) - (14)				
(11)と(15)のうち少ない金額	16					
差引	17	①	②	③		
間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額	18	(別表十七(三)の八)「23」	(22)の①	(22)の②	(22)の③	
(9)又は(12)と(18)のうち少ない金額	19					
差引	20	(18) - (19)				
(11)と(20)のうち少ない金額	21					
差引	22	①	②	③		
益金不算入額の計算	23	損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額 (14) × 5% + (19) × 5%	(円)	(円)	(円)	(円)
	24	(14) × 5% + (19) × 5%	(円)	(円)	(円)	(円)
	25	(16) + (21)	(円)	(円)	(円)	(円)
	26	益金不算入額 (24) + (25)	(円)	(円)	(円)	(円)
27	上記以外の配当に係る益金不算入額 (14) + (19)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
28	(23)及び(24)に係る外国源泉税等の額 (10) × (14) + (19) (9)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
特定課税対象金額	29	請求権等勘案直接保有株式等の保有割合		%当期発生額 (別表十七(三)の二)「26」、別表十七(三)の三)「7」又は別表十七(三)の四)「9」) × (29)	30	
課税対象金額又は特定個別課税対象金額の明細	31	事業年度又は連結事業前期繰越額又は当期発生額当		期控除額		期繰越額 (31) - (32)
当期分	30					
合計						

【No.84】 5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外関連者に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名 ()
----------------------	------------	------------

別表十七(四)

国外 関連者 の 名称 等	名 称				
	本店の所在 又は事務 主所	国名又は地域 所在			
	主たる事 従業員	【No.85】 国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外 関連者について、「国外関連者の名称等」欄及び「国外関連者との 取引状況等」欄を記載していますか（取引には対価の授受がな いものも含まれます。）。			
	資本金の額又は出資金の額				
	特殊の関係の区分	第	該当第	該当第	
	株式等の保有割合	保有	%	%	%
		被保有	%	%	%
		同一の者による 国外関連者の株 式等の保有	%	%	%
	直近事業 年度の 営業 収益等	事業年度	・ ・	・ ・	・ ・
		営業収益又は売上高	(百万円)	(百万円)	(百万円)
営業費用		原 価	(百万円)	(百万円)	(百万円)
		販売費及び 一般管理費	(百万円)	(百万円)	(百万円)
営業利益		(百万円)	(百万円)	(百万円)	
税引前当期利益		(百万円)	(百万円)	(百万円)	
利益剰余金		(百万円)	(百万円)	(百万円)	
国外 関連者 との 取引 状況 等	棚卸資産の 買入の対価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	役務提供 の対価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	有形固定資 産の使用	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	無形資産の 譲渡の対価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	無形資産の 使用料	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
貸付金の利息又は 借入金の利息	受 取	百万円	百万円	百万円	
	支 払				
事前確認の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.3】 当事業年度に適用される
別表を使用していますか。

組織再編成に係る主要な事項の明細書

付表

		事業 年度	・ ・	法人名		
提出対象法人の区分、 組織再編成の様態 及び組織再編成の日	1	区 分		態 様		組織再編成の日
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人		合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転		・ ・
相手方の区分、 名称及び所在地	2	区 分		名 称	所 在 地	
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人				
移転した（又は 交付した）資産 又は負債の明細	3	資産・負債の種類		価額等	株式交付にあつては左の算定根拠	
移転を受けた資産 又は負債の明細	4	資産・負債の種類		価額等		
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項						
適 格 区 分	5	適 格（法第2条第 号 該当）				
		その他				
				株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後
					%	%
					%	%
従 業 者 の 数	7	組織再編成前			組織再編成後	
		人			人	
組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	8	(継 続 ・ 関 連)				
関 連 事 業	9					
事 業 規 模	10	指 標		左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較		
		売上金額・資本金の額又は出資金の額 ・従業員の数・その他（ ）				
特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	11	組織再編成前の役職名		組織再編成後の役職名		氏 名
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称		旧 株 数		新株継続保有 見込の有無
				株		有・無 有・無
		(合 計)				有・無
		被合併法人等の発行済株式等の数			株	

【No. 5】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。

貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
【No.23】別表五(二)の41欄の記載額と一致していますか。		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
未 払 金		未 払 費 用	
【No.17】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。		短 期 借 入 金	
仕 掛 品		未 払 法 人 税 等	
材 料		賞 与 引 当 金	
貯 蔵 品		製 品 保 証 引 当 金	
短 期 貸 付 金		未 払 消 費 税 額 等	
前 払 費 用		固 定 負 債	
繰 延 税 金 資 産		長 期 借 入 金	
そ の 他		社 債	
貸 倒 引 当 金		退 職 給 付 引 当 金	
		役 員 退 職 引 当 金	
固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
有 形 固 定 資 産		負 債 合 計	
建 物		(純資産の部)	
建 物 付 属 設 備		株 主 資 本	
機 械 及 び 装 置		資 本 金	
車 輛 及 び 運 搬 具		資 本 剰 余 金	
土 地		資 本 準 備 金	
建 物 仮 勘 定		そ の 他 資 本 剰 余 金	
無 形 固 定 資 産		利 益 剰 余 金	
借 地 権		利 益 準 備 金	
施 設 利 用 権		そ の 他 利 益 剰 余 金	
営 業 権		×××準 備 金	
投 資 其 他 の 資 産		〇〇〇積 立 金	
投 資 有 価 証 券		別 途 積 立 金	
長 期 貸 付 金		繰 越 利 益 剰 余 金	
前 払 年 金 費 用		自 己 株 式	
貸 倒 引 当 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
資 産 合 計		純 資 産 合 計	
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	

【No.102】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか)。

【No.11】自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。

損益計算書 (自令和4年4月1日至令和5年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
有価証券評価損	
減損損失	
ゴルフ会員権評価損	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.92】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

有価証券評価損
減損損失
ゴルフ会員権評価損

【No.86】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

株主資本等変動計算書

	株主資本									評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換 算差額等 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金									利益 剰余金 合計
						×× 積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の処分															
××××															
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

【No.14】 剰余金の配当等の額は、別表四の1③欄の配当の額と一致していますか。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 2 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

- 3 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の 原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳																	
役職名 担当業務	氏名 住所	代表者との関係	役員給与計	左の内訳 使用人職務分以外				退職給与									
				使用人職務分	定期同額給与	事前確定届出給与	業績連動給与		その他								
			百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円
			常・非 常・非 常・非 常・非 常・														
			非														
計																	
人件費の																	
区分			総額				総額のうち代表者及びその家族分										
			百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円						
役員給与																	
従業員	給与手当																
	賃金手当																
計																	

【No.90】 税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。

【No.91】 「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名」欄及び「担当業務」欄に記載していますか。

【No.87】 「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。

また、確定数給与の支給として行う株式又は新株予約権の交付が正常な取引条件で行われた場合のその確定数給与に係る損金算入額は、交付決議時価額と一致していますか。

【No.88】 業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。

【No.89】 役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金となる業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。

(注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。

2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。

3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。

4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。

5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。

6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。

7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。

8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工具等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿	※	一連番号	翌年以降 送付不要	<input type="checkbox"/>
納税地	【No.101】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。				
(フリガナ) 名称 又は屋号	【No.103】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。				
個人番号 又は法人番号	また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものを除きます。)				
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名					

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中 間 申 告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

の 場 合 の

対 象 期 間 至 令和 年 月 日
令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		付 割 賦 基 準 の 適 用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
課税標準額	①						32
消費税額	②						33
控除過大調整税額	③						34
控除税額	控除対象仕入税額	④					35
	返還等対価に係る税額	⑤					41
貸倒れに係る税額	⑥						
控除税額小計	⑦						
(④+⑤+⑥)							
控除不足還付税額	⑧						13
(⑦-②-③)							
差引税額	⑨					00	15
(②+③-⑦)							
中間納付税額	⑩					00	16
納付税額	⑪					00	17
(⑨-⑩)							
中間納付還付税額	⑫					00	18
(⑩-⑪)							
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬					19
	差引納付税額	⑭				00	20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮					21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯					22
この申告書による地方消費税の税額の計算							
地方消費税 の課税標準 となる消費税 額	控除不足還付税額	⑰					51
差引税額	⑱					00	52
譲渡 割額	還付額	⑲					53
納税額	⑳					00	54
中間納付譲渡割額	㉑						
納付譲渡割額	㉒						
(㉑-㉒)							
中間納付還付譲渡割額	㉓						
(㉑-㉒)							
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔					
	差引納付 譲渡割額	㉕					
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖						

【No.94】①欄の金額は、附表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、附表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は附表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.93】電子申告義務がある法人の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No.100】⑩欄及び㉑欄の金額について、消費税及び地方消費税のそれぞれの金額の集計・配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.102】㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

㉖ = (①+②) - (③+④+⑤+⑥)・修正申告の場合
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す

G K O 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52

第二表

自 令和 年月日
至 令和 年月日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

(中間申告 自 令和 年月日
の場合の
対象期間 至 令和 年月日)

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	0 0 0	01
-------	---	-------------------------------	-------	----

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥		06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
		⑩		13

【No.99】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

消費税額	⑪		21	
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯		26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳		41	
	6.3%適用分	㉑		42	
	6.24%及び7.8%適用分		㉒		43
			㉓		44

(注1) ⑧~⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉒~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第4-1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	① (付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄は、課税売上割合29%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第一表の⑪欄へ	
消費税額	② (付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ	
控除過大調整税額	③ (付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑E欄の合計金額)	※第一表の⑯欄へ	
控除	控除対象仕入税額	④ (付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉒D欄の金額)	(付表2-1の㉓E欄の金額)	※第一表の⑰欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)			
税	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤-1 (付表1-2の⑤-1X欄の金額)			
	⑤-2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤-2 (付表1-2の⑤-2X欄の金額)			
額	貸倒れに係る税額	⑥ (付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑱欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ (付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の㉔欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ (付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑪E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨ (付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ	※⑬E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩			※マイナスの場合は第一表の⑳欄へ ※プラスの場合は第一表の㉕欄へ	
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪ (付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑩E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫ (付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬ (付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉖欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉖欄へ ※プラスの場合は第一表の㉖欄へ ※第二表の㉗欄へ	
譲渡	還付額	⑭ (付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
	割納税額	⑮ (付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯			※マイナスの場合は第一表の㉗欄へ ※プラスの場合は第一表の㉗欄へ	

【No.98】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X
		A	B	C	(A+B+C)
課税標準額 ①		円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000
① 課税資産の譲渡等の 対価の額	①	※第二表の②欄へ		※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ
	②	※①-②欄は、課税売上割合が93%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ
内 取 特定課税仕入れに 係る支払対価の額	①	※第二表の②欄へ		※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ
	②	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ	※付表1-1の②-2X欄へ
消費税額 ②		※第二表の⑦欄へ		※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ
控除過大調整税額 ③		(付表2-2の⑩・⑪欄の合計金額)	(付表2-2の⑫・⑬欄の合計金額)	(付表2-2の⑭・⑮欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控除対象仕入税額 ④		(付表2-2の⑯A欄の金額)	(付表2-2の⑯B欄の金額)	(付表2-2の⑯C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
返還等対価に 係る税額	⑤				
	⑥				
内 取 売上げの返還等 対価に係る税額	⑤				
	⑥				
内 取 特定課税仕入れ の返還等対価 に係る税額	⑤	※③-②欄			
	⑥				
貸倒れに係る税額 ⑥					※付表1-1の⑥X欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦					※付表1-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧				※⑩B欄へ	※⑩C欄へ
差引税額 (②+③-⑦) ⑨				※⑫B欄へ	※⑫C欄へ
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩					
地方 と なる 消費 税の 課税 標準 額	控除不足還付税額 ⑪			(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)
	差引税額 ⑫			(⑫B欄の金額)	(⑫C欄の金額)
合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬				※第二表の⑰欄へ	※第二表の⑱欄へ
譲 渡 割 納 税 額	還付額 ⑭			(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)
	納税額 ⑮			(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯					

【No.98】⑥X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区	分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	
① 課税資産の譲渡等 の対価の額	①・1	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	①・2	※①・2欄は、課税売上割合が98%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑧欄へ	
内 特定課税仕入れに 係る支払対価の額	①・2				
消費税額	②	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表2-3の⑤・⑥A欄の合計金額)	(付表2-3の⑤・⑥B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④	(付表2-3の⑧A欄の金額)	(付表2-3の⑧B欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤			※第二表の⑩欄へ
⑤ の 内 特定課税仕入れ の返還等対価 に係る税額	⑤・1	※⑤・1			
	⑤・2	※⑤・2			
貸倒れに係る税額	⑥			※第一表の⑥欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			00	
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	差引税額 (⑨)	⑪		※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ	
譲 渡 割 納 税 額	還付額	⑫		(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ	
	納税額	⑬		(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
				00	

【No.98】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む〕

課税期間		・ ・ ・	～		
項目			旧税		
課税売上額（税抜き）	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の 価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④				
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦				
課税売上割合（④/①）	⑧			※付表2-2の⑧A欄へ [%] ※端数 切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	(付表2-2の⑨A欄の金額)			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩A欄の金額)		(⑨D欄×6.24/106)	(⑨E欄×7.8/110)
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪A欄の金額) ※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫A欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬A欄の金額)			
納税義務の免除を受けない（受ける） こととなった場合における消費税額 の調整（加算又は減算）額	⑭	(付表2-2の⑭A欄の金額)			
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮	(付表2-2の⑮A欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑮の金額）	⑯	(付表2-2の⑯A欄の金額)			
課税5課95 税億% 個別 売未 別 上満 対 超 応 制の 方 高又 式 は合 による が合 一括 控の 比例 除の 配 調 分 税 方式 額 により 整 控 に 除 に する 係 課 る 税 住 仕 居 入 住 入 用 等 賃 税 貸 額 建 等 物 の を 加 課 算 税 額 賃 額 貸 額 用 額 に 額 供 額 した 額 （ 額 譲 額 渡 額 した 額 た 額 ） 額 の 額 加 額 算 額	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑰A欄の金額)		
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱	(付表2-2の⑱A欄の金額)		
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+（⑱×④/⑦）〕	⑲	(付表2-2の⑲A欄の金額)		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額（⑮×④/⑦）	⑳	(付表2-2の⑳A欄の金額)			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑	(付表2-2の㉑A欄の金額)			
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒	(付表2-2の㉒A欄の金額)			
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓	(付表2-2の㉓A欄の金額)			
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑲又は⑳)の金額〕±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時	㉔	(付表2-2の㉔A欄の金額)		※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ	
控除過大調整税額 〔(⑯、⑲又は⑳)の金額〕±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時	㉕	(付表2-2の㉕A欄の金額)		※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖	(付表2-2の㉖A欄の金額)			

【No.94】 申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.95】 非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.96】 ⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%相当額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.97】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成して当該付表を作成する。
3 ⑥及び⑪欄には、貸付金、預戻し、割引金など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①				※付表2-1の①X欄へ
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [%] ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課5課95 税億% 売未 売上 上超 割の 高又 がは 合場 控の 除調 税額 差 引	個別 対応 方式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑯+(⑱×④/⑦))	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯×④/⑦)
	⑰				※付表2-1の⑰X欄へ
	⑱				※付表2-1の⑱X欄へ
⑲					※付表2-1の⑲X欄へ
⑳					※付表2-1の⑳X欄へ
㉑					※付表2-1の㉑X欄へ
㉒					※付表2-1の㉒X欄へ
㉓					※付表2-1の㉓X欄へ
㉔		※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
㉕		※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
㉖		※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ

【No.97】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑤及び⑥のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ⑩及び⑫欄には、値引き、割引、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		. . .	
項目		税率	
課税売上額(税抜き)		①	
免税売上額		②	
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額		③	
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)		④	
課税資産の譲渡等の対価の額(④)の金額		⑤	
非課税売上額		⑥	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)		⑦	
課税売上割合(④/⑦)		⑧	[%] ※端数 切り捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		⑨	
課税仕入れに係る消費税額		⑩	(⑨A欄×6.34/108) (⑨B欄×7.8/110)
特定課税仕入れに係る支払対価の額		⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額		⑫	(⑪B欄×7.8/100)
課税貨物に係る消費税額		⑬	
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額		⑭	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)		⑮	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)		⑯	
課5課95 税億税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がはが合 控の 除調 税額整	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱	
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳		
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑		
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒		
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓		
控除対象仕入税額 [(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時	㉔	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ
控除過大調整税額 [(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時	㉕	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ

【No.94】 申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.95】 非居住者から受け取る利子等(外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.96】 ⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%相当額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.97】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑯及び⑱欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。